

令和4年第2回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月7日(月) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	9番 内山敏彦	10番 阿蘇孝市
11番 井上順一	12番 伊藤富幸	13番 石川利恵
15番 松本耕一	16番 峯 直子	17番 吉田 哲
18番 宮崎隆広	19番 阿部 太	
4. 欠席委員

8番 三塩政廣	14番 峯 政敬
---------	----------
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第8号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第9号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第10号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第11号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第12号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第13号
空き家等に付随した特例農地の指定申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎 高志
農地係長	中田 賢治
農地係主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	藤田 直樹
北波多分室職員	鬼塚 勝臣
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	末武 拓也
呼子分室職員	荒金 知美
七山分室職員	金丸 翔

7. 審議の内容

事務局長 では定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に、議席番号8番三塩政廣委員、14番峯政敬委員から会長あてに欠席届が提出されておりますので、報告いたします。本日の出席委員は、17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

ただいまより令和4年第2回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号9番内山敏彦委員、議席番号10番阿蘇孝市委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長 付議事項の中に取下げの案件がございます。議案集3ページ、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について中、整理番号8番が議案発送後に取り下げられましたので、報告いたします。

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について9件、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について1件、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請について5件、議案第11号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について23件、議案第12号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)

の決定について13件、議案第13号空き家等に付随した特例農地の指定申請について2件、計6議案53件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 　ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第8号から13号までの6議案53件であります。なお傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それでは、これより審議を行います。議案集1ページ、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 　議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で1,032平方メートルです。現況は、野菜畑になっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地

利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の残高証明および〇〇〇〇〇〇の貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用、北側を除き周囲にはコンクリートブロックを新設、北側には道路側溝を新設し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して北側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長

地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員

はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明をしていただきましたけど、これは1ページの図面を見てもらうと、周りにはもう住宅街になって、こことその前と左側だけが畑があって、ここも承諾をもらおうと、ここに入る道がないから

ですね、この駐車場から入るということで承諾してあって、それでこの案件のアパートは〇階建てとなっているからですね、だいたいは〇階建てかなと思いつたんですけど、大津農地利用最適化推進委員さんも〇階建ては高過ぎじゃないかと言ったら、業者さんが、この区画は許可があるとですよ、〇階まではよかですよということで、印鑑を打ってあるそうです。それで私も生産組合長と話したら、もう周りも住宅街なのではないかということで、一応承諾は受けております。また、区長もありますので、そこら辺のところ、皆様のご意見を願いたいと思います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で1,703平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の

概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、法定外公共物（道路）改築申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.2メートルの盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置、敷地内への進入道路を新設し、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設道路側溝を介して北側道路側溝に放流、汚水も新設する道路に埋設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。1番と2番、東部調査会で3日の日に調査をしていただきました。場所は〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇の真裏ですね。周りにはもう宅地に変更になっております。その残りが1枚だけあって、それがやっと今回案件として上げられました。それで何ら問題はないということで、皆様の審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は171平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書

が添付されています。転用については、令和4年4月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大10センチメートルの盛土を行い、西側はセットバックをしてコンクリートブロックを新設、北、東側は既存コンクリートブロックを利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで南側の道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 2番の脇山です。これも今事務局から説明していただきまして、ちょうど〇の〇〇〇〇〇〇の道の脇です。3日の日に東部調査会で調査をしていただきまして、何ら問題はないということでした。皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 2 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、1 4 3 平方メートルです。現況は、野菜畑になっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西、南側は土留めを行い、東側の実家への進入路より出入口とする計画です。排水について、雨水は施設内に新設する排水設備を介して南側の道路側溝へ放流、汚水は新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計

画です。

隣接農地所有者、土木委員長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここは、ちょっとわかりにくい山の中というか、住宅が昔開発された所です。道も狭い所ですけど、(申請事情の詳細)…ということで、周りも全部開発されていますので、何も問題はなかろうということでございました。皆様のご意見をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地

目は田2筆、畑1筆、面積は合計で1,343平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、資材置場および駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和4年5月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のままで法面保護を施し、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員

17番吉田です。ここも4日の日に現地調査をしまして、何も問題はなかろうということでございました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は268平方メートルです。現況は、駐車場用地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、農地法の許可が必要

なことを知らずに、平成19年頃から駐車場用地として借りられており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで南側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。2月4日の日に中部調査会で現地確認を行いました。説明にあったとおり、〇〇〇〇の駐車場となっております。中部調査会の皆さんでは特段問題ないということで、皆様の慎重審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 7 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページ、整理番号 7 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 1, 3 9 4 平方メートルです。現況は、荒廃地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 0 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側の既存水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が添付さ

れています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 18番宮崎です。4日の日に現地確認を行いました。現場は、〇〇〇から100メートルぐらい西の位置にあって、山林ではないんですが、荒れ果てていたのを伐採してありました。何ら問題はないだろうということになりましたので、皆さんの慎重審議のほどをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号9番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の4ページ、整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田9筆、面積は合計で5,514平方メートルです。現況は、牛舎用地の状況になっております。目的は、牛舎および堆肥置場です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のと

おりです。申請地の位置等については、資料図の25ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、26ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、平成26年から令和元年頃に牛舎および堆肥置場用地に利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側の耕作道からの出入口とする計画で、農道所有者の通行承諾書が添付されています。排水について、雨水は自然地下浸透、ふん尿についてはおがくずで吸着、堆肥化して圃場に散布させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明尾を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山添明委員

はい。6番の山添です。この現地は、〇〇町の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇という所がありますが、その向かい側の山奥になる所で

ございます。1月31日に現地を西部調査会の委員さん方と確認をいたしました。何ら問題はなかろうということでありましたので、皆さん方のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号10番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号10番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で5,883平方メートルです。現況は、牛舎用地の状況になっております。目的は、牛舎および堆肥置場です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の28ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、29ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、30ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、平成9年から平成13年頃に牛舎および堆肥置場用地に利用されており、そのこと

についての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、北側の耕作道からの出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透、ふん尿についてはおがくずで吸着、堆肥化して圃場に散布させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は2番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号10番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山添明委員 はい。6番の山添です。今日は会長、副会長、事務局の皆さん、現地確認ありがとうございました。ただいま事務局からの説明どおりで間違いございません。1月31日の日に現地確認を西部調査会の委員さん方といたしましたが、何ら問題はなかろうということでありましたので、皆さん方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、議案第9号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で258平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の31ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可があることを知らずに、令和3年頃〇〇〇を植林して、山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。排水については雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

阿蘇孝市委員 10番阿蘇です。本来であれば〇〇地区、〇〇地区、〇〇〇地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と現地を確認するところですが、1月28日に現地確認をしたんですけれども、ちょうど〇〇地区で新型コロナウイルスの感染者が増加いたしましたので、今回は〇〇地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、それと市民センターの担当で現地確認を行いました。今説明があったとおり、もう現地のほうは植林をされていて、下草のほうも刈られていて、何も問題はないだろうということでしたので、皆様方の審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から整理番号5番までの5件については一括審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。まず説明の前に議案の差し替えをお願いします。(訂正内容の詳細)…。議案の差し替えをお願いしたいと思います。

それでは説明します。議案書をご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計で5件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから3ページまでをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。再開を3時30分といたします。

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

15時20分 休憩

15時30分 再開

〜〜〜〜〜〜〜○〜〜〜〜〜〜〜

議長 それでは時間がまいりましたので、引き続き会議を再開いたします。議案集7ページ、議案第11号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等につきましては、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 8 ページ、議案第 11 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)を議題とします。整理番号 1 番から議案集 12 ページ整理番号 22 番までの 22 件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が 17 件、使用貸借権の設定が 5 件です。面積は合計で 84,672 平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集13ページ、議案第12号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集17ページ整理番号13番までの13件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式は、農地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が12件、使用貸借権の設定が1件です。面積は合計で33,331平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条

第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集18ページ、議案第13号空き家等に付随した特例農地の指定申請についてを議題とします。整理番号1番から整理番号2番までの2件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の18ページをご覧ください。農地法第3条では5,000平方メートル以上耕作しないと農地を取得することができないと決まっていますが、唐津市農業委員会では、空き家バンクに登録されている空き家等に付随した農地については、下限面積を1平方メートルまで下げるよ

うにしておりますので、農家の方でなくても空き家に付いた農地を買うことができます。対象となる農地の基準として、空き家に付随した農地であること、その農地が遊休農地であるか、または将来的に遊休農地になる可能性があるかという条件を付けております。

整理番号1番および2番の申請人の住所、氏名、申請農地等については、議案書記載のとおりです。申請地の位置については、資料図をご覧ください。いずれの申請地も空き家に隣接した農地であり、どちらも休耕地で、買い手がつかなければ今後も農作物の栽培が行われる見込みがない農地になります。どちらの案件につきましても、空き家バンクに登録されており、整理番号1番については2月1日火曜日に、整理番号2番については1月24日月曜日に、担当地区委員および事務局職員で現地を確認しています。このことから、判定基準のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第8号9件、議案第

9号1件、議案第10号5件、議案第11号23件、議案第12号13件、議案第13号2件、計6議案53件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆さん方には長時間の慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。